答 弁 第 五 号昭和五十五年十月九日受領

内閣衆質九三第五

号

昭和五十五年十月九日

内閣総理大臣 鈴 木 善 幸

衆議院議長 福 田 一殿

衆議院議員和田 耕作君提出 リン連強 制抑留者の補償に関する質問 に . 対 Ļ 別紙答弁書を送付す

る。

\_

(質問の 五)

衆 議 院 議 員 和 田 耕 作 君 提 出 ソ 連 強 制 抑 留 者  $\mathcal{O}$ 補 償 12 関 す る 質 問 に 対 する 答 弁 書

一について

先 0 大戦に関しては、 戦中 戦後を問わず、 国民のすべてが、 多かれ少なか れ、 戦争による各

種 0 犠 牲 を 被 つたところであるが、これ . ら の , , わ ゆ る戦争犠牲につい て は、 国民 の等し く受忍

しなければならなかつたところである。

L カン L な が 5 政 の府とし ては、 恩給 法、 戦 傷 病 者 戦没者遺族 等 援 護 法、 戦 傷 病 者 特 別 援 護

法、 引 揚 者 等 に 対 す る 特 別 交 付 金  $\mathcal{O}$ 支 給 に 関 す る 法 律 等 に ょ り、 特 に <del>\_\_\_</del> 般  $\mathcal{O}$ 玉 民 と は 違 0 て 特

別  $\mathcal{O}$ 措 置 を 要す る t  $\mathcal{O}$ に 0 1 7 必 要 な 援 護 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 U て 7 るところで あ り、 ک れ 5 連  $\mathcal{O}$ 

措 置 を ŧ つて、 この 種  $\mathcal{O}$ 間 題 に 対 す る 玉  $\mathcal{O}$ 措 置 は 終 わ 0 た ŧ のと考えて *\* \ る。

ソ 連 で強制労働に服 せ L め られた抑留者に つい ても、 これに起因 して死亡した者の遺族及び

これ に 起 因 L 7 障 害を受 けた 者 12 対 して は、 恩 給 法、 戦 傷 病者 戦 没 者 遺 族 等 援 護 法 戦 傷 病 者

る。

特

別

援

護

法

に

ょ

り

種

々

0)

給

付

を行うなどできる

限

り

0)

援

護

等

 $\mathcal{O}$ 

措

置

を

講

じ

て

١ ي

るところで

あ

二について

ソ 連 抑 留 者 0 強 制 労 働 に より ソ 連 が 利 益 一を得 たという事 実が あ つたとしても、 法的 にこ れ が

賠 償  $\mathcal{O}$ 形 態 で あ るとは考えておらず、 また、 \_\_ に . つ ۲, てで 述べ たとお り、 先  $\mathcal{O}$ 大 戦 に ょ る 各

種  $\mathcal{O}$ 犠 牲 に 0 1 7 は、 玉 民  $\mathcal{O}$ 等 しく受忍 L な け れ ば な 5 な カン つたところであ ý , ソ 連 抑 留 者  $\mathcal{O}$ 

強 制 労 働 に 0 1 7 特 別  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ず ることは 考 え 7 1 な 1

三について

に 0 7 7 で 述 べ たとお り、 この 種  $\mathcal{O}$ 間 題 12 対 す る国 の措置 は終わ つ たものと考えており、

実態調査の経費を予算に計上することは考えていない。